

【参考】関係法令抜粋

【地方独立行政法人法】

(中期目標)

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2～3 [略]

(中期計画)

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。**当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。**

2～4 [略]

(中期目標等の特例)

第 78 条 公立大学法人に関する第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「3 年以上 5 年以下の期間」とあるのは「6 年間」と、同条第 2 項第 1 号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2～3 [略]

4 **設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**

5～7 [略]